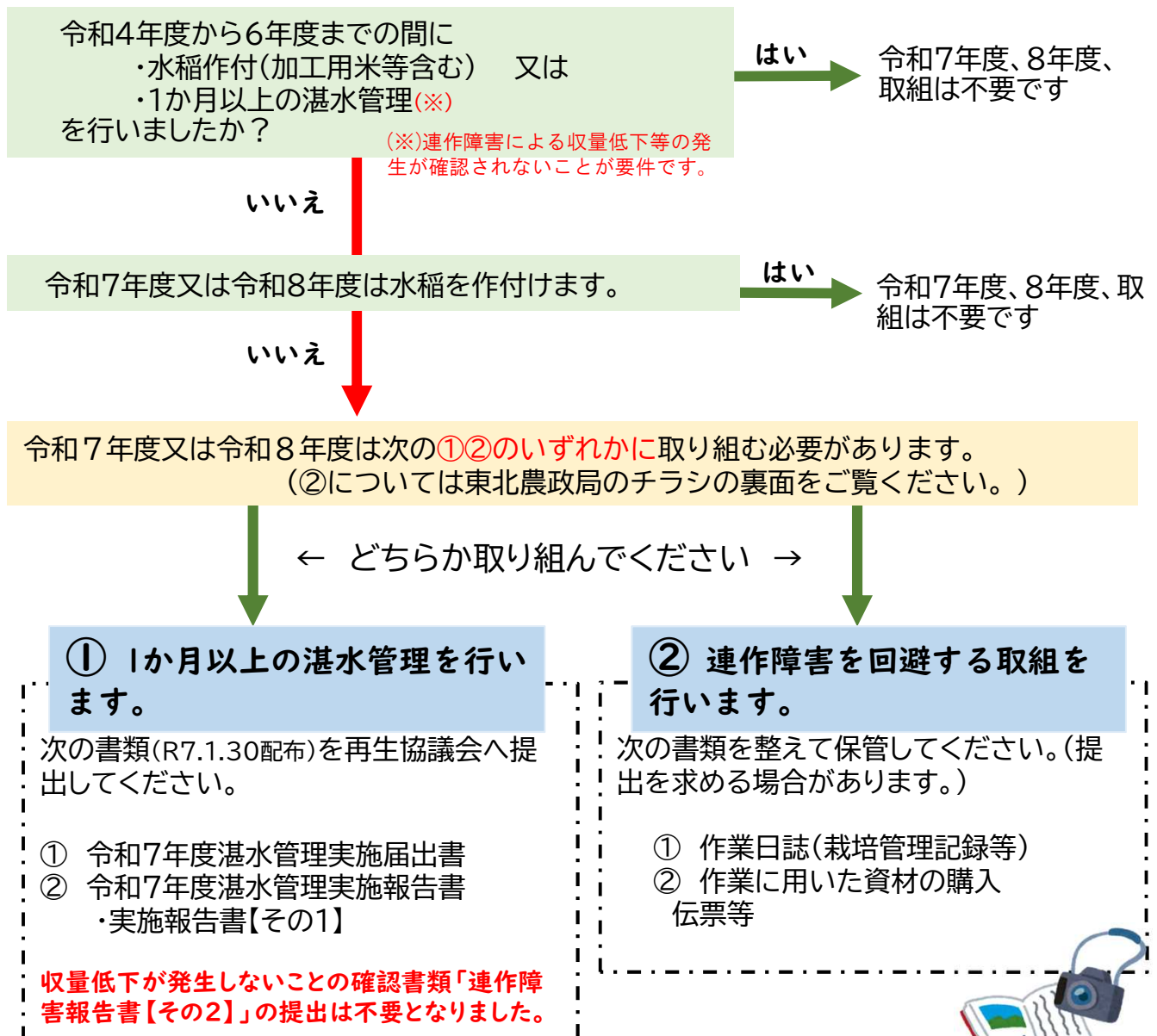


水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

水田政策を令和9年度から根本的に見直すこととなりました。それに伴い水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する予定です。このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めないこととなりました。（食料・農業・農村基本計画（R7.4.11閣議決定）に位置付けられました）

【令和7年度、8年度の対応フローチャート】



お問合せ 庄内町農業再生協議会
電話 0234-42-0168